

令和5年度 指導監査結果

(保育所等)

施設名(運営主体)	文書指摘の内容	監査等実施日	改善状況
【北区】 旭ヶ丘保育園 (福) 大宮会	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(理事長を削除)。</p> <p>②令和4年度計算書類において、以下の金額が不一致であるため、原因を特定の上令和5年度会計において所要の修正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)及び旭ヶ丘保育園拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)における当期末支払資金残高(32,167円)。 ・法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)及び旭ヶ丘保育園拠点区分事業活動計算書(第2号第4様式)における次期繰越活動収支差額(32,167円)。 <p>③法人単位貸借対照表(第3号第1様式)を作成すること。</p> <p>④令和3年度計算書類と令和4年度の計算書類の間で以下のとおり決算の連続性が損なわれているため、原因を特定の上、令和5年度会計において所要の修正を行うこと。</p> <p>なお、前年度の財務諸表について修正すべき項目があった場合は、前期の数値を修正するのではなく、当期の収入又は支出科目を用いて修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位資金収支計算書(第1号第1様式):令和3年度の当期末支払資金残高と令和4年度の前期末支払資金残高が不一致(32,167円)。 ・法人単位事業活動計算書(第2号第1様式):令和3年度の次期繰越活動増減差額と令和4年度の前期繰越活動増減差額が不一致(32,167円)。 ・旭ヶ丘保育園拠点区分貸借対照表(第3号第4様式):令和4年3月31日現在における本年度末の次期繰越活動増減差額と、令和5年3月31日現在における前年度末の次期繰越活動増減差額が不一致(32,167円)。 <p>⑤令和4年度旭ヶ丘保育園拠点区分貸借対照表について、リース債務(5,805,600円)が計上されていないため、適切に作成すること。</p> <p>⑥貴園の事務処理ミスにより発生した、平成29年5月から令和元年度途中までの間における保護者負担金未回収分(貸借対照表に「確定保護者未収金」として計上されているもの)の債権管理が正確に行われていないことを確認した。ついては、債権額(保護者から徴収できていない金額)を確定し、当該債権に係る対処方針(保護者へ再請求する、債権放棄する等)を法人として決定したうえで、本市に報告すること。</p>	令和5年10月31日	<p>①改善済</p> <p>②改善予定</p> <p>③改善予定</p> <p>④改善予定</p> <p>⑤改善予定</p> <p>⑥未改善</p>
大宮保育園 (福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月14日	—
上賀茂こども園 (福) 上賀茂福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月10日	—

上総幼稚園 ((福) 上総福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月30日	—
衣笠幼稚園 ((学) 大五洋)	①業務管理体制について、法令遵守責任者を幼保総合支援室に届け出ること。	令和5年12月12日	①改善済
京都市楽只保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月5日	—
さつき保育園 ((福) 京都さつき会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年9月20日	①改善済
白い鳩保育園 ((福) 保健福祉の会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年8月2日	①改善済
大徳寺保育園 ((宗) 玉林院)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点を認めたため、以下のとおり是正すること。 ・ 共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。	令和6年2月16日	①改善済 ②改善予定
待鳳保育園 ((福) 鳳福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月12日	—
たかがみねこども園 ((福) 鷹ヶ峯友遊福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月10日	—
たかつかさ保育園 ((福) 京都保育センター)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月22日	—
のぞみ保育園 ((福) 京都ルーテル会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月5日	—
終野保育園 ((福) 終野保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月18日	—

妙秀こども園 ((福) 妙秀福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和5年8月22日	①改善済 ②改善済
みょうりんえん ((福) 妙林苑)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月29日	—
紫野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月4日	—
認定こども園 洛北幼稚園 ((福) 洛北わらべ会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和5年1月から令和5年2月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年10月20日	①改善済
洛陽保育園 ((福) 洛陽福祉会)	①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外(延長)保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外(延長)保育利用料を対象者に返還すること。	令和6年2月20日	①改善済

【上京区】

上京陵和園 ((福) 仁和波福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月11日	—
北野保育園 ((福) 京都社会事業財団)	①現金で徴収した保護者負担金を預金化せず、多額の現金を園内で保管していることを確認した。収入した現金は、経理規程に定める期限内に預金化すること。	令和5年8月18日	①改善済
京都市上京保育所 ((宗) 超勝院)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年8月1日	①改善済
京都市鶴山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月14日	—
京都YWCAあじさい保育園 ((公財) 京都YWCA)	①業務管理体制について、法令遵守責任者を選任し、幼保総合支援室に届け出ること。	令和5年10月3日	①改善済

京都わかば園 ((福) わかば園)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年10月から令和5年3月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和5年10月4日	①改善済
こぐま白雲北保育園 ((福) 熊千代会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。	令和6年2月26日	①改善済
信愛保育園 ((福) 信愛保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月16日	—
心月保育園 ((福) 衆善会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②会計責任者は全ての支出について事前に確認すること(小口現金による支出については事後確認で差し支えない)。	令和5年9月22日	①改善済 ②改善済
正親こども園 ((福) 正親福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月24日	—
第二せいしん幼児園 ((福) 正親福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を削除)。	令和5年11月24日	①改善済
第二わかば園 ((福) わかば園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月4日	—
中立保育園 ((福) 花立かがやき会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年10月20日	①改善済
西陣和楽園 ((福) 西陣和楽園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月17日	—

【左京区】

葵保育園 ((福) 友尚福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月31日	—
あおぞら保育園 ((福) 青空会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月29日	—
朱い実保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月29日	—

一乗寺保育園 ((福) きらら福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月17日	—
市原野保育園 ((福) 幸の会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年1月19日	①改善済 ②改善済
岩倉こひつじ保育園 ((福) 恵会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年6月から令和4年12月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和6年1月17日	①改善済
認定こども園京都きらら幼稚園 ((学) 雲母学園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月7日	—
岡崎幼児園 ((福) 平安徳義会)	①登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。ついては令和4年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」により点検結果を報告すること。	令和5年8月18日	①改善済
風の子保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月5日	—
北白川いずみ保育園 ((福) パプテストめぐみ会)	①令和4年度の処遇改善等加算Ⅱに係る職務分野別リーダー等に対する賃金改善に当たっては、最低でも月額5千円の支給としなければならないところ、5千円未満の支給となっている職員がいることを確認した。ついては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和5年6月7日こ成保39)に則った支給額とすること。	令和5年8月31日	①改善済
京都市養正保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月15日	—
京都たからこども園 ((福) 金嶺会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月21日	—
京都ふうりん保育園 ((福) 金嶺会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月2日	—
錦林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月8日	—
鞍馬山保育園 ((福) 鞍馬山正香苑)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月23日	—

認可保育園 こども芸術大学 ((学) 瓜生山学園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年10月17日	①改善済
子どものその保育園 ((福) 光有福祉会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。 ②職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。また、支払った賃金が最低賃金に満たなかった期間については、遡及して最低賃金との差額を対象職員に支給すること。 ③早急に嘱託医を配置し、子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のため、健康診断は年2回以上実施すること。 ④保育所保育の根幹となる全体的な計画を作成すること。 ⑤令和3年度において副食費徴収免除対象者(1名)から誤って副食費相当額を徴収していた事案について、令和3年4月以降の徴収状況の点検及び必要な返金の実施を確認できなかった。については、速やかにこの点検及び返金を行うこと。 ⑥原則として、理事長による立替払を改めること。 なお、やむを得ず理事長から借入れを行う場合には、金銭消費貸借契約書を作成したうえで、法人名義の口座に入金すること。	令和6年2月21日	①未改善 ②未改善 ③未改善 ④未改善 ⑤未改善 ⑥未改善
保育所型認定こども園 下鴨夢 ((福) 夢工房)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月12日	—
修学院保育園 ((福) 岩屋福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月8日	—
聖護院保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月26日	—
聖水保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月6日	—
セヴァ子ども学園 ((福) セヴァ福祉会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「兼務」で算定されていたが、令和4年8月以降、当該加算の要件を満たしていなかったことを確認した。については、加算要件を満たしていなかった期間に係る加算廃止届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ②経費支出に当たっては、会計責任者の承認を得ること。	令和5年9月26日	①改善済 ②改善済
セヴァノーチェ学園 ((福) セヴァ福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。 ②経費支出に当たっては、会計責任者の承認を得ること。	令和5年9月26日	①改善済 ②改善済
高野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月17日	—

高野川保育園 ((福) 桜花学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年10月24日	①改善済
だん王保育園 ((福) だん王子供の家)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年8月29日	①改善済
だん王夜間保育園 ((福) だん王子供の家)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月29日	—
ひまわり保育園 ((福) ひまわり保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月27日	—
百萬遍保育園 ((福) 百萬遍ともいき会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年11月14日	①改善済
認定こども園 ふたば幼稚園 ((学) 二葉学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月13日	—
ペスタロッヂ保育園 ((宗) 日本基督教団錦林教会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。	令和6年1月30日	①改善済
松ヶ崎こども園 ((福) 涌泉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月18日	—
村松保育園 ((福) 平松の会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月8日	—
メグミ幼児園 ((宗) 日本福音ルーテル京都教会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月21日	—
八瀬保育園 (八瀬保育園評議会)	①資金収支明細書の施設サービス区分に係る当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下とすること(令和4年度決算:30.03%)。	令和5年10月2日	①改善予定
吉田山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月13日	—
【中京区】			
円町まぶね隣保園 ((福) 日本コイノニア福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月30日	—

カトリック聖母保育園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月25日	—
京都市聚楽保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月12日	—
京都市壬生保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月7日	—
こぐま保育園 ((福) 熊千代会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月15日	—
御所の杜ほいくえん ((福) あだち福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士2名を追記)。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。また、運営規程及び重要事項説明書における申請時間の範囲を超えた場合に超過料金を徴収する旨の記載を変更のうえ、幼保総合支援室に変更届を提出すること。	令和5年10月18日	①改善済 ②改善済
朱一保育園 ((福) たんぽぽ福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤作業員1名を追記)。	令和6年1月5日	①改善済
朱七保育所 ((福) 桜葉福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を追記、常勤調理員1名を削除)。 ②期中に簿外管理されている現金があるため、取扱いを改めること。また、費用については、発生した時期に計上するとともに、挙証資料を漏れなく保管すること。	令和5年11月15日	①改善済 ②改善済
創作の杜 おいけあした保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月14日	—
月かげ保育園 ((宗) 竹林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月13日	—
月かげみどり保育園 ((宗) 竹林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月14日	—

中京みぎわ園 ((福) 美樹和会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名、非常勤看護師1名を削除)。	令和5年9月27日	①改善済
二条保育園 ((福) 京都社会事業財団)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月6日	—
壬生寺保育園 ((宗) 壬生寺)	①令和3年度計算書類と令和4年度計算書類の間で以下のとおり決算の連続性が損なわれているため、原因を特定のうえ、令和5年度会計において所要の修正を行うこと。 なお、前年度の計算書類について修正すべき項目があった場合は、前期の数値を修正するのではなく、当期の収益又は費用科目を用いて修正すること。 ・法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)及び壬生寺保育園拠点区分事業活動計算書(第2号第4様式):令和3年度の当年度決算欄における次期繰越活動増減差額と令和4年度の前年度決算欄における次期繰越活動増減差額が不一致(1,768,386円)。 ・法人単位貸借対照表(第3号第1様式)及び壬生寺保育園拠点区分貸借対照表(第3号第4様式):令和4年3月31日現在における当年度末の次期繰越活動増減差額と、令和5年3月31日現在における前年度末の次期繰越活動増減差額が不一致(1,768,386円)。	令和5年11月14日	①改善済
もりの詩保育園 ((福) 南山城学園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月18日	—
洛西保育園 ((福) 保健福祉の会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年9月は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年11月22日	①改善済
六満こども園 ((福) 六満学園)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 なお、職員が保育業務を兼務する場合は、業務ごとの勤務時間管理を行ったうえで、保育業務に係る勤務時間のみを保育施設職員配置状況確認書に記載すること。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和5年12月15日	①改善済 ②改善予定
六満こどもの家 ((福) 六満学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月15日	—

YMCA三条保育園 ((公財) 京都YMCA)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名、派遣保育補助者1名を追記)。	令和6年2月5日	①改善済
【東山区】			
愛友保育園 ((福) 愛友会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月9日	—
永興こども園 ((福) 永興福祉会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年12月から令和5年3月までの期間は当該加算の要件を満たしていなかったことを確認した。ついては、加算要件を満たしていなかった期間に係る加算廃止届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和6年1月11日	①改善済
京都市三条保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月14日	—
認定こども園 小松谷保育園 ((福) 小松谷福祉会)	①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外(延長)保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 ついては、誤って徴収した時間外(延長)保育利用料を対象者に返還すること。	令和5年12月21日	①改善済
昭和保育園 ((福) 京都社会事業財団)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名、派遣保育士2名を追記)。 ②昭和保育園拠点区分事業活動計算書における減価償却額が計算書類の附属明細書(基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書)における当期減価償却額と一致しないことから、原因を特定の上で修正すること。 ③昭和保育園拠点区分事業活動計算書のサービス活動増減の部における国庫補助金等特別積立金取崩額及び特別増減の部における国庫補助金等特別積立金積立額が、計算書類の附属明細書(基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書)における当期減価償却額(うち国庫補助金等の額)及び当期増加額(うち国庫補助金等の額)と一致しないことから、原因を特定の上で修正すること。	令和5年7月19日	①改善済 ②改善済 ③改善済
しんかくじこども園 ((宗) 真覚寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月9日	—
善立寺保育園 ((福) 善立寺保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月25日	—

光保育園 ((宗) 正伝永源院)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月21日	—
【山科区】			
安朱保育園 ((福) 光寿福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月10日	—
岩屋こども園アカンパニ ((福) 岩屋福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月19日	—
永興小金塚こども園 ((福) 永興福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年10月10日	①改善済
おおやけこども園 ((福) 大宅福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月28日	—
鏡山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月10日	—
勸修保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。	令和5年8月8日	①改善済
こぼとこども園 ((福) 曙会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月1日	—
こぼと夜間保育園 ((福) 曙会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月1日	—
西念寺こども園 ((福) 紫雲会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月20日	—
さくら保育園 ((福) 常盤福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。	令和5年10月27日	①改善済
山階保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和6年2月28日	①改善済

なかとみこども園 ((福) 山科しろとり会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤事務員1名を追記)。	令和6年2月8日	①改善済
柳辻こども園 ((福) 柳辻福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月29日	—
西野山保育園 ((福) わかくさ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月1日	—
東野こども園 ((福) 白龍福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月26日	—
まんいんじこども園 ((福) 慈光会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月18日	—
認定こども園 ももの木学園 ((福) 京峰福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月25日	—
陵ヶ岡こども園 ((福) 鏡陵福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月27日	—
若林保育園 ((福) 若林福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月22日	—

【下京区】

池坊保育園 ((福) むろまち会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月22日	—
永興開智こども園 ((福) 永興福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月16日	—
大谷保育園 ((福) 大谷すみれ会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月1日	—
大谷園林保育園 ((福) 大谷感恩会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月21日	—
きらきら保育園 ((福) きらきら福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月1日	—
光林保育園 ((福) 慶照福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月27日	—
五条愛児園 ((福) ナザレ会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月14日	—

下京ひかり保育園 ((福) 下京ひかり保育園・児童館)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月11日	—
たかせ保育園 ((宗) 即現寺)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年9月26日	①未改善
たちばな保育園 ((福) 立正妙寿会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月1日	—
知真保育園 ((福) 乗誓福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月9日	—
西大路保育園 ((福) 浄正寺福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月6日	—
西七条保育園 ((福) 名倉みどり会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を追記)。	令和6年1月31日	①改善済
稚松保育園 ((福) 錦会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月12日	—

【南区】

青い空保育園 ((福) 保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月22日	—
あらぐさ保育園 ((福) 保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月1日	—
詩音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名追記)。	令和5年9月1日	①改善済
永興くじょう保育園 ((福) 永興福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。	令和6年1月24日	①改善済

カトリック希望の家こども園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年11月30日	①改善済 ②改善済
上久世保育園 ((福) 上久世福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②重篤な事故の発生時に適切な対応を行うことができるよう、心肺蘇生等の救命講習を受講すること。 ③理事長個人からの資金借入に当たっては、金銭消費貸借契約書等の証憑を整備すること。 また、当該借入に係る理事会の承認が借入後に行われていたため、あらかじめ承認を得たうえで借入手続きを行うこと。	令和5年11月17日	①改善済 ②改善予定 ③改善予定
上鳥羽保育園 ((福) 上鳥羽福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月16日	—
吉祥院こども園 ((福) ののはな会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年12月26日	①改善済
共栄保育園 ((福) 優応会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月9日	—
京都市久世保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月14日	—
京都市南保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月7日	—

久世築山保育園 ((福) 築山福祉会)	①プール活動に係る事故や緊急事態を想定した実践的な訓練を行い、実施記録(実施日、内容、参加者の気づきと感想、マニュアルへの反映など)を作成すること。 ②理事長からの借入金を受け入れる場合、金銭消費貸借契約書等の証憑を整備すること。	令和5年8月24日	①改善予定 ②改善済
くげにしこども園 ((福) 久世西福祉会)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②おやつ代は副食費に含まれるため、教育・保育給付3号認定子ども及び副食費徴収免除対象者から徴収しないこと。また、誤って徴収した当該おやつ代を対象者に返還すること。 ③職員個人名義のクレジットカードによる立替払が行われているため、支払方法を改めること。 また、当該立替払の精算時に施設の運営に関係のない支出を経費として計上している事例を確認したため、自主点検のうえ同様の事例については施設会計に戻入すること。	令和5年10月17日	①改善済 ②改善済 ③改善予定
久世南保育園 ((福) 久世南福祉会)	①会計責任者と出納職員との兼務を避けるとともに、経費支出については、貴法人で定める経理規程に基づく承認手続きにより行い、内部牽制体制を確立すること。	令和5年9月15日	①改善済
琴音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月31日	—
こども園いしはら ((福) ゆうあい会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助職員1名を追記、非常勤保育教諭1名を削除)。	令和5年9月8日	①改善済
祥南保育園 ((福) あゆみ会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年12月7日	①改善済 ②改善済
祥豊保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月25日	—
随林寺保育園 ((宗) 随林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月2日	—

東寺保育園 ((福) 東寺学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月6日	—
塔南保育園 ((福) 塔南学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月7日	—
東和保育園 ((福) 東和保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記、常勤保育士1名を削除)。	令和5年8月30日	①改善済
殿城保育園 ((福) 久世殿城福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月23日	—
ひかり保育園 ((福) 南光会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年10月13日	①改善済 ②改善済
法光院こども園 ((福) あい未来会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。また、公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年12月20日	①改善予定 ②改善済
松ノ木保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月31日	—
みのり園 ((福) 優応会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月9日	—
村山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月26日	—
山ノ本こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月18日	—
洛南保育園 ((福) 京都地の塩会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月2日	—

【右京区】

うぐいす保育園 ((福) うぐいす会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月10日	—
太秦保育園 ((宗) 西光寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月12日	—
うたの里保育園 ((福) 木夢の会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月13日	—
梅ノ宮保育園 ((福) 梅ノ宮乳児保育園)	①職員の基準定数を常に遵守すること。 ②副食費徴収免除対象者(10名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年2月6日	①改善済 ②改善済
御室保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月2日	—
京進のほいくえんHOPPA西京極 ((福) こころざし)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月21日	—
京都市周山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月12日	—
京都市ひかり保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月8日	—
京都市弓削保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月8日	—
向上社保育園 ((福) 向上社)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月26日	—
こども園ゆりかご ((福) ゆりかご)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月9日	—
このしま保育園 ((福) このしま保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月17日	—
西院保育園 ((福) すみれ会西院保育園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和6年2月29日	①改善済
嵯峨こばと保育園 ((福) 明照福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月27日	—
嵯峨野こども園 ((福) 梅ノ宮乳児保育園)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年2月7日	①改善済

保育所型照隔認定こども園 ((福) 道心)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名、非常勤保育士1名を追記)。	令和5年12月22日	①改善済
聖徳保育園 (個人)	①登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日があることを確認した。ついては令和4年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」により点検結果を報告すること。 ②事故防止のための園独自のマニュアル(日々行われている保育活動における事故の予防策及び万一事故が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための手立て)を作成すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年10月26日	①改善済 ②改善予定 ③改善済
清明保育園 ((福) 清明会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月22日	—
川勝寺保育園 ((福) 西京極福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月28日	—
つわぶき園 ((福) つわぶき園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月9日	—
ときわ保育園 ((福) 太秦ときわ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月27日	—
双丘保育園 ((宗) 法金剛院)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月14日	—
西京極保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名及び非常勤保育士1名を追記)。	令和6年2月1日	①改善済

西本願寺保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年10月から令和5年2月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年10月25日	①改善済 ②改善済
蜂ヶ岡保育園 ((福) はちす会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年1月30日	①未改善 ②改善済
蜂ヶ岡けやき保育園 ((福) はちす会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和6年1月26日	①改善済
花園保育園 ((福) 光明福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月5日	—
富士保育園 ((福) 富士園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年11月7日	①未改善
富士夜間保育園 ((福) 富士園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年11月7日	①未改善
幼保連携型認定こども園 佛教大学附属こども園 ((学) 佛教教育学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月8日	—
認定こども園 まこと幼児園 ((福) 覚勝福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月8日	—
みつばち菜の花保育園 ((福) みつばち福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士2名を削除)。	令和6年1月26日	①改善済

妙覚保育園 ((宗) 教西寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月13日	—
安井保育園 ((福) 安井保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月16日	—
山ノ内保育園 ((福) 京都民生会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月27日	—
若竹保育園 ((宗) 曇華院)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助者1名を削除)。 ②栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「嘱託」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年11月27日	①改善済 ②改善済

【西京区】

嵐山保育園 ((福) 嵐山福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月13日	—
牛ヶ瀬保育園 ((福) 牛ヶ瀬福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月13日	—
檜原保育園 ((福) 檜原福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②経費支出に当たっては、経理規程に基づき会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを得ること。 ③令和4年度計算書類のうち、法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)及び保育所拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)における前期末支払資金残高が、令和3年度計算書類における当期末支払資金残高と相違しており、決算の連続性が損なわれている。については、適切に計算書類を作成すること。	令和6年1月24日	①改善済 ②改善済 ③改善済
檜原ふじ保育園 ((福) 檜原ふじ福祉会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。また、公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。	令和6年2月15日	①改善予定
桂保育園 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月16日	—
かつらのみや保育園 ((福) 京都西京福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月15日	—
かつらのもり保育園 ((学) 川西学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月23日	—

桂東こども園 ((福) 桂朝日福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を削除)。 ②栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年7月から令和4年10月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和5年12月19日	①改善済 ②改善済
桂ぶどうの木こども園 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月26日	—
川岡保育園 ((福) 知足会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月17日	—
川島保育園 ((福) 桂・川島児童センター)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を削除)。	令和5年9月22日	①改善済
京都白百合保育園 ((福) 京都白百合保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月20日	—
京都にじこども園 ((福) 金嶺会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。	令和5年7月28日	①改善済
くすのき保育園 ((福) くすのき福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月21日	—
こぐま上野保育園 ((福) 熊千代会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士2名を追記)。	令和6年1月26日	①改善済
西嶺保育園 ((福) 西嶺保育園)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年7月以降は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和6年3月1日	①改善済
桜の杜つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月27日	—
月見ヶ丘こどもの家 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月22日	—

つみき保育園 ((福) つみき福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月25日	—
まめのき保育園 ((福) 錦会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月10日	—
みつばち保育園 ((福) みつばち福祉会)	①登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日があることを確認した。ついては令和4年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」により点検結果を報告すること。 ②令和4年度の処遇改善等加算Ⅱの支給に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことを確認した。ついては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和5年6月7日こ成保39)に則った配分を行うこと。	令和6年1月25日	①改善済 ②改善済
山田保育園 ((宗) 西蓮寺)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年12月22日	①改善済

【洛西支所】

大原野こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月8日	—
桂坂保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月12日	—
上里竹の子こども園 ((福) 上里福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。 ②保護者負担金について、児童ごとの徴収項目及び入金額が把握できるよう、徴収簿等を作成すること。	令和5年8月25日	①改善済 ②改善済
さふらん保育園 ((福) 聖泉福祉会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和6年1月19日	①改善済
新林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月19日	—
竹の里保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月5日	—

東桂坂保育園 ((福) 洛和福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和6年2月15日	①改善済
福西保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月29日	—

【伏見区】

板橋保育園 ((宗) 大黒寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年1月10日	①改善済 ②改善済
神川保育園 ((福) 神川保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月26日	—
京都市改進黨保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月13日	—
こが保育園 ((福) 向伸学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年9月13日	①改善済 ②改善済
下鳥羽こども園 ((福) 下鳥羽保育園)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年10月は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和5年11月29日	①改善済

城南保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和6年1月5日	①改善済
城南第二保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「兼務」で算定されていたが、令和5年3月は当該加算の要件を満たしていなかったことを確認した。については、加算要件を満たしていなかった期間に係る加算廃止届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年12月26日	①改善済
白菊こども園 ((福) 白菊福祉会)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭2名を削除)。	令和5年10月6日	①改善済 ②改善済
城之内保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月6日	—
住吉保育園 ((宗) 受泉寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育補助者1名を追記)。 ②保育材料費等の個人用物品について、保護者から実費を徴収することとしているが、実費相当額を上回る金額を徴収していることを確認した。については、実費徴収額との差額を対象者に返還すること。 ③実費徴収に係る保護者負担金について、施設会計に計上しない場合でも管理帳簿を作成し、収支や残高を記録すること。	令和5年9月6日	①改善済 ②改善済 ③改善済
住吉西保育園 ((福) 伏見住吉福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月25日	—
世光保育園 ((福) 世光福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤事務員2名を追記)。	令和6年1月12日	①改善済
第二あけぼの保育園 ((福) 曙福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月5日	—

たんぽぽ保育園 ((福) 久我の杜福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月2日	—
つぼみ保育園 ((福) 愛敬福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月2日	—
桃陵保育園 ((福) イエス団)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②職員が他施設等職員と兼務する場合(貴園の保育に支障をきたさない場合に限る。)は、貴園での勤務時間が分かるように管理すること。 ③栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年7月28日	①改善済 ②改善済 ③改善済
桃陵乳児保育園 ((福) イエス団)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月28日	—
桃嶺保育園 ((宗) 善通寺)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月29日	—
二の丸保育園 ((福) 二の丸保育園)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和5年2月から令和5年3月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和6年2月28日	①改善済
野の百合保育園 ((福) イエス団)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月28日	—
羽東師保育園 ((福) 桃嶺福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月9日	—

ピノキオ保育園 ((福) 九十九福祉会)	①栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外(延長)保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外(延長)保育利用料を対象者に返還すること。	令和5年12月18日	①改善済 ②改善済
伏見幼児園 ((福) 伏見別院伏見幼児園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月23日	—
まごころ保育園 ((福) 真心福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月6日	—
みぎわ保育園 ((福) 美樹和会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年10月13日	①改善済
みどり保育園 ((福) みどり福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年9月21日	①改善済
向島保育園 ((福) 向島保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月4日	—
ももやま白菊保育園 ((福) 白菊福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育補助者1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。	令和6年1月18日	①改善済

横大路こども園 ((福) 横大路保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭2名を追記、非常勤事務員1名を削除)。	令和5年9月19日	①改善済
よど保育園 ((福) 淀福社会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③保育標準時間認定の子どもに係る時間外(延長)保育利用料の徴収事務において、以下のとおり不適切な点を確認したため、誤って徴収した当該利用料を対象者に返還すること。 ・ 貴園が設定する月額を上回って徴収している事例があった。 ・ 貴園が設定する標準的な開園時間(11時間)の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間を超えたことをもって徴収している事例があった。	令和5年9月20日	①改善済 ②改善済 ③改善済
淀白鳥保育園 ((福) 淀福社会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月12日	—

【深草支所】

稲荷こども園 ((福) 稲荷保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の常勤保育教諭1名を追記)。	令和6年2月7日	①改善済
稲荷砂川保育園 ((福) 稲荷保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月2日	—
うづらこども園 ((福) 京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月28日	—
京都聖母学院保育園 ((学) 聖母女学院)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月30日	—
西福寺幼児園 ((福) 藤森福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月6日	—

墨染保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月4日	—
第二深草保育園 ((福) 深草福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を削除)。	令和5年10月12日	①改善済
深草保育園 ((福) 深草福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月12日	—
モーツァルトしずかこども園 ((福) フジの会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月11日	—

【醍醐支所】

あけぼのこども園 ((福) 曙福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月5日	—
石田保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月9日	—
大受保育園 ((福) 紫山福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。	令和5年11月6日	①改善済
おぐりすこども園 ((福) 不動園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月8日	—
かがやき保育園 ((福) 照真福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(3名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和4年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和6年1月29日	①改善済 ②改善済
かすがのえんこども園 ((福) 春日野園)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。	令和5年12月4日	①改善済
京都市辰巳保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和6年3月13日	—

くりのみ保育園 ((福) 京都保育センター)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月26日	—
桜木こども園 ((福) 眞友福祉会)	①幼保連携型認定こども園は主幹保育教諭を保護者への子育て支援等に専任化するため代替の保育教諭に係る経費2名分が基本単価に含まれているにもかかわらず、当該職員が配置されていないことから、主幹保育教諭等未設置減算が適用されている。ついては、基本単価に含まれている代替の保育教諭を確保すること。	令和5年8月30日	①改善予定
醍醐保育園 ((福) 醍醐保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士5名を削除)。 ②登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日があることを確認した。ついては令和4年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」により点検結果を報告すること。 ③非常勤職員についても、賃金台帳を作成すること。	令和5年12月15日	①改善済 ②改善済 ③改善予定
誕生院保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月13日	—
つくし保育園 ((福) 京都地の塩会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助者1名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和5年2月以外の期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年12月4日	①改善済 ②改善済
中山保育園 ((福) 醍醐福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年11月22日	①改善済 ②改善済

はなぶさ保育園 ((福) 志心福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名を追記)。	令和5年11月2日	①改善済
端山の丘こども園 ((福) 端山園)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育教諭を配置すること。また、公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和5年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭3名を削除)。 ③栄養管理加算について、令和4年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年8月は当該加算の要件を満たしていなかったことを確認した。ついては、加算要件を満たしていなかった期間に係る加算廃止届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和6年1月17日	①改善済 ②改善済 ③改善済
光の子保育園 ((福) 京都地の塩会)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月16日	—